

令和8年3月改定版 長崎県国土強靱化地域計画(概要)

1. 策定の目的、趣旨

- 本県が直面する大規模自然災害のリスクを踏まえ、県民の生命、財産を守り、安全な経済社会を構築し、国土強靱化の施策を総合的かつ計画的に推進
- 「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(以下、「基本法」という。)」第13条に基づく本県の国土強靱化地域計画として策定

2. 基本的な考え方

○基本的な姿勢

- ・インフラの老朽化・耐震対策等の「ハード整備」と防災教育の推進等の「ソフト対策」の両輪での取組を進める
- ・国の国土強靱化基本計画と調和し、県の総合計画等と相互補完として機能させる

○基本目標

- ①人命の保護が最大限に図られる
- ②本県及び地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けずに維持される
- ③県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④迅速な復旧復興
- ⑤南海トラフ地震に備えた防災対策の強化

3. 脆弱性の評価等の検討

- 本県の地勢、気候条件、これまでに被害をもたらした自然災害等の地域特性を踏まえ、リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)を設定し、脆弱性の分析、評価、課題の検討を整理

4. 施策分野ごとの推進方針

○横断的分野

- ①リスクコミュニケーション
- ②老朽化対策
- ③離島・半島対策

④南海トラフ地震に備えた防災対策の強化

- ⑤人材育成
- ⑥官民連携
- ⑦デジタル活用

○個別施策分野

- ⑧行政機能／警察、消防／教育等
- ⑨住宅・都市、環境
- ⑩保健医療・福祉
- ⑪産業(情報通信、エネルギー等)
- ⑫農林水産
- ⑬国土保全・交通、物流

5. 計画の推進体制

- 計画を総合的、計画的に推進するため、庁内の推進本部会議や防災会議によりPDCAサイクルをまわす
- 改定(令和8年3月)から概ね5年ごとに見直し

※下線部は見直し部分

リスクシナリオ(起きてはならない最悪の事態)35項目

起きてはならない最悪の事態	
1-1	大規模地震に伴う、住宅・建物・不特定多数が集まる施設等の複合的・大規模倒壊による多数の死傷者の発生
1-2	地震に伴う密集市街地等の大規模火災の発生による多数の死傷者の発生
1-3	広域にわたる大規模津波等による多数の死傷者の発生
1-4	突発的又は広域的な洪水・高潮に伴う長期的な市街地等の浸水による多数の死傷者の発生(ため池の損壊によるものや、防災インフラの損壊・機能不全等による洪水・高潮等に対する脆弱な防災能力の長期化に伴うものを含む)
1-5	大規模な土砂災害(深層崩壊、土砂・洪水氾濫、天然ダムの決壊など)等による多数の死傷者の発生
1-6	火山噴火や火山噴出物・火砕流堆積物の流出等(雲仙岳)による多数の死傷者の発生
1-7	暴風雪や豪雪、暴風等に伴う多数の死傷者の発生
2-1	警察、消防の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
2-2	医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶、エネルギー供給の途絶による医療機能の麻痺
2-3	劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による死者の発生
2-4	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の停止
2-5	想定を超える大量の帰宅困難者の発生による混乱
2-6	多数かつ長期にわたる孤立地域等の同時発生
2-7	被災地での感染症の大規模発生
3-1	被災による警察機能の大幅な低下による治安の悪化、社会の混乱
3-2	長崎県内の行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4-1	サプライチェーンの寸断・一極集中等による企業の生産力・経営執行力低下による競争力の低下
4-2	コンビナート(松浦市・新上五島町)・高圧ガス施設等の重要な産業施設の火災、爆発に伴う有害物質等の大規模拡散・流出
4-3	海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響
4-4	食料等の安定供給の停滞に伴う、県民生活・社会経済活動への甚大な影響
4-5	異常渇水等による用水供給途絶に伴う、生産活動への甚大な影響
4-6	農地・森林や生態系等の被害に伴う県土の荒廃・多面的機能の低下

起きてはならない最悪の事態	
5-1	テレビ・ラジオ放送の中断や通信インフラの障害により、インターネット・SNSなど、災害時に活用する情報サービスが機能停止し、情報の収集・伝達ができず避難行動や救助・支援が遅れる事態
5-2	電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)の長期間・大規模にわたる機能の停止
5-3	都市ガス供給・石油・LPガス等の燃料供給施設等の長期間にわたる機能の停止
5-4	上下水道等施設の長期間にわたる機能停止
5-5	基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止による物流・人流への甚大な影響
6-1	自然災害後の地域のより良い復興に向けた事前復興ビジョンや地域の合意の欠如等により、復興が大幅に遅れ地域が衰退する事態
6-2	災害対応・復旧復興を支える人材等(専門家、コーディネーター、ボランティア、NPO、企業、労働者、地域に精通した技術者等)の不足等により復興できなくなる事態
6-3	大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復興が大幅に遅れる事態
6-4	事業用地の確保、仮設住宅・仮店舗・仮事業所等の整備が進まず復興が大幅に遅れる事態
6-5	貴重な文化財や環境的資産の喪失、地域コミュニティの崩壊等による有形・無形の文化の衰退・損失
6-6	風評被害や信用不安、生産力の回復遅れ、大量の失業・倒産等による県内経済等への甚大な影響
6-7	住居の確保等の遅延により被災者の生活再建が大幅に遅れる事態
7-1	離島・半島のインフラ損壊による孤立地域の発生